

2003.6.16

カーリン アウスト・ドーデンホフ裁判官殿
ピーター クラーク裁判官殿

日本弁護士連合会労働法制委員会
委員長 横 溝 正 子

この度は、ご多忙中にもかかわらず来日いただくことになり、心から感謝しています。貴殿の来日が、日本の労働裁判改革の論議にとって、有益な機会となることを確信しています。現在、日本政府の内閣官房に置かれている司法制度改革推進本部労働検討会で、労働裁判の改革問題について検討が進められています。貴殿が日本に滞在中である7月5日の午前（日本時間）には、貴殿と労働検討会の委員との意見交換を予定しています。時間等が限られていますので、各委員からの質問事項をお送りいたします。もし可能であれば、これらの質問事項について、事前に文書でご回答いただければ幸いです（なお、労働検討会では、既にドイツ、イギリス、フランス、アメリカ等の労働紛争解決システムについて、専門家からヒヤリングを受けています。また数人の委員はドイツやイギリスに出向いて、労働裁判所を見学し関係者からのヒヤリングを受けています。従って、貴国の労働裁判制度について基礎的な知識は有していることを前提としてお答え下さい）。

（質問事項）

日本の労働裁判は、特別の労働訴訟手続きや労働裁判所が設けられておらず、通常の民事訴訟手続きで処理されています。また裁判官も、参審制ではなく、通常の職業裁判官が、ローテーション人事で労働訴訟を担当する仕組みをとっています。しかし、この間グローバル化や雇用慣行の変容等を背景として個別労働紛争が増大しており、従来の労働紛争解決システムを改革する必要が生まれてきました。そこで労働検討会では、2002年2月から検討を進めております。

そこで、以下の論点について、貴国の法制度や実務の運用をお聞きし、今後の議論の参考としたいと考えています。

【労働紛争解決の一般的状況】

問1 貴国の労働裁判所（雇用審判所）では、年間数十万件（ドイツ）または数万件（イギリス）の訴えが提起され、その多くは1ないし2回の審理・弁論期日で終結すると聞いています。これは、比較的事実関係が明確で定型的な事件（賃金、残業手当の不払い等）が多いからでしょうか。使用者の判断の合理性、相当性等が問われる事件（解雇等）、労使当事者間の対立が極めて厳しい事件（差別等）等の難しい事件も短期間で終結しているのでしょうか。

【労働裁判手続における非職業裁判官の関与】

< 制度の評価 >

問2 貴国では、労働参審制（労働裁判手続において労働側・使用者側出身の非職業裁判官が判定を行う制度）について、一般的にどのような評価がなされていますか。職業裁判官の見方、労働者側の見方、使用者側の見方、学識経験者の見方等で異なる点がありますか。

問3 労働関係事件の判断に労使の非職業裁判官が参加することには、職業裁判官単独の場合と比較して、具体的にどのようなメリットがありますか。また、具体的に、何らかのデメリットがありますか。

問4 労使の非職業裁判官の意見等は、職業裁判官単独の場合と比較して、どのような点において有用なのですか。たとえば、争点の明確化、証拠の見方、事実の評価等の局面についてはどうでしょうか。

< 関与のしかた >

問5 労使の非職業裁判官は、訴訟における争点整理、証拠調べ、最終的判断（あるいは和解）などの場面のうち、主としてどの場面において活躍することが期待されているのですか。

問6 労使の非職業裁判官は、法廷及び合議において、どの程度積極的に発言、関与していますか。また、職業裁判官はどの程度リーダーシップを発揮するのですか。非職業裁判官の関与により争点が拡散したり、当事者の主張立証から離れた判断がなされたりすることはありますか。

問7 労使の非職業裁判官は各事件ごとに選任されるのですか。それとも、審理の期日が複数日にわたる場合には、期日ごとに、異なった非職業裁判官が担当することになるのですか。後者の場合、非職業裁判官は、事案を十分に把握することが難しくありませんか。

問8 労働事件の裁判において、労使の非職業裁判官の判断が一致しているのに、職業裁判官の判断と異なる場合、また、労使の非職業裁判官の間で判断が異なる場合はどの程度あると感じていますか。この場合、労働者側の非職業裁判官は労働者側の当事者に有利な判断を、使用者側の非職業裁判官は使用者側の当事者に有利な判断をする傾向はありますか。職業裁判官の判断と非職業裁判官の判断が分かれた場合、判決を書くに当たり困難を覚えることはありますか。

< 非職業裁判官の信頼性・専門性 >

問9 労使の非職業裁判官が裁判に関与することにつき、労使間の政治的・イデオロギー的な対立が裁判の場に持ち込まれ、裁判の公正中立性が害されるおそれ是指摘されていませんか。指摘されていない場合、公正中立性が担保されている理由、またはその制度的背景はどのような点にあるとお考えですか。また、労使の非職業裁判官に対する除斥又は忌避の申立てはどの程度なされていますか。

問10 労使の非職業裁判官は、各事件における当事者の企業規模や、その業種・業界の経験を考慮して割り当てられるのですか。そうでない場合、当事者は非職業裁判官の判断を十分信頼していますか。企業秘密の漏洩に関する懸念についてはいかがでしょうか。

問11 労使の非職業裁判官は、どのような事項についての専門的知見を発揮することが期待されているのですか。裁判官として訴訟手続に関与する以上、訴訟法や労働法に関する知識を有することも要求されるのではないかと思います。それらはどの程度要求されるのですか。訴訟法の知識が十分でないため、迅速・適正な裁判を妨げるという懸念はありますか。

問12 適格性をもつ非職業裁判官の供給が困難であるという問題はないでしょうか。候補者リストないし名簿に基づく任命プロセス、また、非職業裁判官の研修制度につき問題点や改善の動きはあるのでしょうか。

< 非職業裁判官の身分 >

問13a ドイツでは、連邦労働裁判所（上告審）、州労働裁判所（控訴審）及び労働裁判所（第一審）のいずれについても、その非職業裁判官は憲法上の裁判官に当たり、裁判官の独立（基本法第97条）等の身分保障がなされていると考えてよいのですか。

問13b イギリスでは、裁判所と雇用審判所の関係はどのようになっていますか。雇用審判所は司法権に属する組織なのですか（雇用審判所には法廷侮辱罪や法律扶助の適用がないとともに、その判決には執行力がないと聞いています。）
また、一般の裁判所の裁判官、雇用審判所の審判長と非職業裁判官との間に、身分保障などにおいて違いがあるのですか。

【労働裁判手続】

< 労働裁判所の管轄 >

問14 貴国では、労働裁判所または雇用審判所の管轄する「労働事件」の定義に

関し、明確な基準や事例の集積等がありますか。労働関係事件ではない事件の訴えが誤って労働裁判所に提起された場合には、労働裁判所はどのような取扱いをするのですか。

< 労働事件の手続 >

問15 貴国では、労働事件の裁判を利用しやすいものとするために、訴え提起の方式の簡易化などの点でどのようなしくみがとられていますか。法律・規則と運用の双方についてお聞かせ下さい。

問16 貴国では、労働事件の裁判を迅速に進行させるためにどのような制度がとられていますか。迅速な争点整理や証拠整理、集中的な証拠調べ、および判決の早期言い渡しにつき、いかなる措置が重要な役割を果たしていると考えられますか。法律・規則と運用の双方についてお聞かせ下さい。